

議案第37号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例 例

次のとおり鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
別表（第5条、第7条関係）				別表（第5条、第7条関係）		
1 訪問介護				1 訪問介護		
区分	区分	基準	区分	基準	区分	基準
サービスの提供 略	1～5 略	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）	サービスの提供 略	1～5 略	6 略	7 略
記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の記録の作成 及び保存	記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の記録の作成 及び保存

項第 1 号及び第 6 号の記録、事故等への対応の
項第 2 号及び第 4 号の記録その他の規則で定める
記録を整備し、規則で定めるところにより保存
すること。

略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
サービスの提供	1～5 略
6	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。
7	略
8	略
記録の作成	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、

項第 1 号の記録、事故等への対応の項第 2 号及び第 4 号の記録その他の規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。

略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
サービスの提供	1～5 略
6	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。
7	略
8	略
記録の作成	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、

及び保存	サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるとこより保存すること。	及び保存	サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるとこより保存すること。
略	略	略	略
3～5 略	3～5 略	6 通所介護	6 通所介護
6 通所介護			
略			
サービスの 提供	1～7 略 8 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。	区分	基準
略		サービスの 提供	1～7 略
9 略		8 略	
10 略		9 略	

記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、 利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項 第1号及び第8号の記録、事故等への対応の項第2号及び第 2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を 整備し、規則で定めるところにより保存すること。 略	記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、 利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項 第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第 4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規 則で定めるところにより保存すること。 略
		7 略	8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
サービスの 提供	8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	区分	基準
		サービスの 提供	1～6 略
サービスの 提供	7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するために緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、 身体的拘束等を行うときは、その態様及び時 間、 <u>その際の利用者の心身の状況並びに身体</u> 的拘束等が必要な理由を記録すること。	区分	基準
		サービスの 提供	1～6 略 7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するたために緊急やむを得ない場合を 除き、 <u>利用者の行動を制限する行為</u> （以下「身 体的拘束等」という。）は、行わないこと。 また、身体的拘束等を行うときは、その態様 及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が 必要な理由を記録すること。

	8・9 略
--	-------

略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分 従業者の配置	基準
1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所として必要な職員を置くこと。	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な職員を置くこと。
2 介護老人保健施設又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。	2 介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> 又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分 従業者の配置	基準
1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所として必要な職員を置くこと。	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な職員を置くこと。
2 介護老人保健施設又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。	2 介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> 又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。

	8・9 略
--	-------

略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分 従業者の配置	基準
1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所として必要な職員を置くこと。	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な職員を置くこと。
2 介護老人保健施設又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。	2 介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> 又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。

10 略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>

10 略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>

		保存すること。 略
		12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売
	区分	基準
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。</u> <u>また、身体的拘束等を行うときは、その様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u>	サービスの提供 1～5 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等へ	記録の作成及び保存 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項

の対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めることにより保存すること。

略

第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めることにより保存すること。

略

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
別表（第5条、第7条関係）				別表（第5条、第7条関係）		
1・2 略				1・2 略		
3 訪問看護又は介護予防訪問看護				3 訪問看護又は介護予防訪問看護		
区分		基準		区分	基準	
略				略		
サービスの提供	1～5 略		サービスの提供	1～5 略		
6	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く		6	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く		

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。

7 略

8 略

記録の作成及び保存 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めることにより保存すること。

略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの	1～5 略

	<u>記録の作成及び保存</u> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
<u>7 略</u>	
<u>8 略</u>	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの	1～5 略

提供	6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。	6 略 7 略 8 略	提供
	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存
6 略 7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリーション	6 略 7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション	6 略 7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション	区分 基準

サービスの 提供	1～6 略 <u>7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身 体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束 等が必要な理由を記録すること。</u> 8 略 9 略	サービスの 提供	1～6 略 <u>7 略</u> <u>8 略</u>
記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、 利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サー ビスの提供の項第1号及び第7号の記録、事故等 への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則 で定める記録を整備し、規則で定めるところによ り保存すること。	記録の作成 及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、 利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サー ビスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の 項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記 録を整備し、規則で定めるとところにより保存する こと。
			8～12 略

(鳥取県老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
附 則			附 則			
1～3 略			1～3 略			

(鳥取県住宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県住宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の1の表サービスの開始の項第3号、2の表サービスの開始の項第3号、3の表サービスの開始の項第3号、4の表サービスの開始の項第3号、5の表サービスの開始の項第3号、6の表サービスの開始の項第3号、7の表サービスの開始の項第3号、8の表サービスの開始の項第3号、9の表サービスの開始の項第3号、10の表サービスの開始の項第3号、11の表サービスの開始の項第3号及び12の表サービスの開始の項第3号とあるのは、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは

「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「行うよう努めるよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うこと」とする。

「表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めることとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第4号、2の表サービスの提供の項第4号、3の表サービスの提供の項第4号、4の表サービスの提供の項第4号、5の表サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号及び12の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第6号、

<p>5 略</p>	<p>8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供 の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービス の提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表 サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規 定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実 施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行う こと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p>
------------	--

第4条 鳥取県経済老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
附 則			附 則		
1～3 略			1～3 略		
(鳥取県住宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する條 例の一部改正に伴う経過措置)			(鳥取県住宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する條 例の一部改正に伴う経過措置)		

4 施行日から令和9年3月31までの間、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、同条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、同条例別表の5の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」と「行うよう努めること」とする。

5 略

4 施行日から令和9年3月31までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

5 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

議案第38号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
					<u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>
目次			目次		<u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>
第1章～第3章 略			第1章～第3章 略		
第4章 <u>濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境</u>			第4章 略		
の整備 (第15条の2)			第5章 略		
第5章			第5章 略		
第6章			附則		
附則					
(目的)					
第1条 この条例は、薬物の濫用の防止及び濫用等のおそれのある <u>医薬品の適正使用</u> について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取及び濫用等のおそれのある医薬品の過剰な摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穏の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。					

安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる物と同様に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品（医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）を除く。以下「危険薬物」という。）

この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2に規定する濫用等のおそれのある医薬品

(2) 前号に掲げる物と同様に、過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる物と同様に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。）

医薬品

(推進計画の策定)

第6条 略

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) その他薬物の防止及び濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のためには必要な事項

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるとときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物
(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

(推進計画の策定)

第6条 略

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) その他薬物の濫用を防止するためには必要な事項

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるとときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物
(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

<p>る物</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が<u>第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至つたときは、その効力を失うものとする。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が<u>第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至つたときは、その効力を失うものとする。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第4章 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための 環境の整備</p> <p>2～5 略</p>	<p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第15条の2 県は、<u>濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</u></p> <p><u>2 県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使用しなければならない。</u></p>
--	---	---	---	---	--

3 医薬品医療機器等法第1条の4に規定する薬局開設者及び医薬品の販売業者は、濫用等のあるおそれのある医薬品を購入する者に対し、当該医薬品が濫用されることがないよう必要な確認を行ふとともに、過剰に摂取した場合の健康への影響に関する情報提供を行うなど、濫用等のおそれのある医薬品の濫用を防止するよう努めなければならない。

第5章 略

第4章 略

第6章 略

第5章 略

第2条 烏取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定義)	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。	(定義)	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

		(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する
	(1) 略	大麻
	(2) 略	
	(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条 第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により麻薬 とみなされる物を含む。）、同条第1項第4号に規定する麻 薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同項第6 号に規定する向精神藥	
	(4) 略	
	(5) 略	
	(6) 略	
	(7) 略	
	2 略	
		(県の責務)
第3条 略		第3条 略
2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。		2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。
(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124 号）第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者の免許はし けんしょはしけん。		(1) 大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許の免許はし けんしょはしけん。

ない。

(2)・(3) 略

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるとときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

- (1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同等であると特定されている物
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同様に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2～4 略

(指定の失効等)

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物に該当するに至ったときは、

(2)・(3) 略

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるとときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができます。

- (1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同様に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2～4 略

(指定の失効等)

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、

その効力を失うものとする。
2～5 略

その効力を失うものとする。

2～5 略

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係）					
	事務	市町村等	事務	市町村等	
略			略		鳥取市
8の26 削除	8の26 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく事務のうち、次に掲げるものの (1) 第5条第1項の規定による大麻取扱者 免許の申請の受理及び知事への送付 (2) 第10条第1項の規定による免許の取消 の申請の受理及び知事への送付 (3) 第10条第2項の規定による大麻取扱者 の死亡又は解散の届出の受理及び知事への				

送付

- (4) 第10条第4項の規定による大麻取扱者免許証の返納及び知事への送付
- (5) 第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の変更の届出の受理及び知事への送付
- (6) 第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (7) 第10条第7項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付
- (8) 第14条の規定による大麻の持ち出しの許可の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第15条の規定による大麻栽培培者の報告の受理及び知事への送付
- (10) 第17条の規定による大麻研究者の報告の受理及び知事への送付

略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)		

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務を求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(15の6) 略

(16)から(18)まで 削除

(16) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許 1件につき6,700円

(17) 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更 1件につき3,200円

(18) 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免証の再交付 1件につき3,200円

(19)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び向精神薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行う事務については、改正前の鳥取県手数料徴収条例の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

3 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(販売等の自主規制)			(販売等の自主規制)		第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該図書類を青少年に販売し、

<p>頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聽かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条第1項に規定する薬物</u>（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>	<p>頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聽かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条に規定する薬物</u>（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>
<p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例第11条</u>（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p>	<p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条</u>（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p>